

地方教育行政改革推進法案

【地方教育行政改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっている。

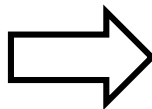
→ 教育行政について、地方の自由度を上げ、地方の判断で適切な体制を選択できるようにする必要がある。

次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける（3年の集中改革期間を設定）。

- (1) 教育行政における国・地方の役割分担
- (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度

現 行

教育行政の組織・権限配分について、地方の自由度が低い。



改 革 内 容

次の点の制度改革を推進

- (1) 国・地方の役割分担
- (2) 次の点につき地方の選択制に
 - ① 教育委員会・指導主事の要否
 - ② 首長と教育委員会の権限配分、校長の職務権限の強化
 - ③ 公立学校の設置・管理の基準
 - ④ 校長・教職員の任用・人事評価・サービス・処分
 - ⑤ 学校運営に係る協議機関の権限・構成員 など